

京都市民間保育園及び認定こども園 自主点検表

1 施設運営・運営管理

	点検項目	点検結果		備考
		はい	いいえ	
	運営管理			
(1)	基本指針			
	①運営規程を作成している。	○		・子ども・子育て支援法の内容に対応した規程としてください。
	②重要事項説明書及び個別契約事項を記載した契約書を作成している。	○		・開所日、開所時間については「保育施設・事業所における業務水準について（民間保育園・認定こども園業務ハンドブック8-1）」に沿った記載としてください。 ・利用料金は、保護者負担となる費用について漏れなく記載してください。
	③重要事項説明書及び個別契約事項を記載した契約書を利用者に交付、説明を行い、内容について同意を得ている。	○		・重要事項説明書 ・個別契約事項を記載した契約書（利用する曜日、利用時間・かかりつけ医療機関の確認・緊急連絡先・アレルギー対応・送迎方法・個人情報の取り扱い・その他契約事項）
	④重要事項説明書等を施設の見やすい場所に掲示している。	○		・保護者へ重要事項説明書を配布していた場合も別途、掲示が必要です。 ・年間を通じて掲示してください。
	⑤その他、入園のしおりや掲示物等について、重要事項説明書の内容と矛盾のないよう記載している。	○		・入園のしおり ・掲示板や園の看板 ・ホームページ
(2)	業務水準の遵守			
	①「民間保育園・認定こども園業務ハンドブック」、「保育所保健のしおり」を活用し、各種通知を把握するとともに、業務水準の維持に努めている。	○		○業務水準に関する主な法令や通知 「民間保育園・認定こども園業務ハンドブック」 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（2-43～） ・児童福祉施設の最低基準等について（2-2～） ・保育施設・事業所における業務水準について（8-1～） ・安全対策について（9-1～） 「保育所保健のしおり」 ・事故と応急手当（3-1～） ・感染症（5-1～）

	点検項目	点検結果		備考
		はい	いいえ	
	②保育士等の有資格者について、基準定数を遵守している。 (時間帯を問わず充足している。)	○		○「職員配置状況確認書」を毎月作成してください。 ○加算状況に変更がある場合は幼保総合支援室に届け出てください。
	③資格証の写しを全員分施設に保管している。(保育士証、看護師免許等)	○		○保育士は、「保母資格証明書」では業務ができないので、都道府県知事に登録(都道府県の委託を受けた登録事務処理センターでの手続き)を行い、保育士証の交付を受けなければなりません。 ○非常勤職員、派遣職員についても資格証の写しの保管が必要です。 ○幼稚園教諭免許等を活用する場合は、京都市が指定する研修の受講と幼保総合支援室への事前届出が必要です。
	④日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)以外は休園としていない。	○		○年度末始や夏期において、保育を必要としない状況のある保護者に対し、家庭での保育について協力を得ることを否定するものではありませんが、その際は以下の点に御留意ください。 □ 全保護者の了解を得ること。 □ 休園の理由を説明すること。 □ 保育希望がある場合は、保育がある旨を併せて周知すること。 ○家庭での保育の協力についての周知(園だより、入園のしおり等への記載を含む)においては、強制的なものであると保護者に誤解を与えない表現にしてください。
	⑤土曜日も平日と同様に保育を実施している。	○		○保育時間:原則として平日と同様に、11時間開所する必要があります。 ○時間外保育:時間外保育の実施について、土曜日も平日と同様に実施する必要があります。 ○給食:昼食はもちろんのこと、おやつについても平日と同様に提供する必要があります。 ○その他:土曜保育の実施条件として、園に就労証明を提出させる等の取扱いは出来ません。ただし、土曜日に出勤する職員の調整や給食の食数を把握する目的で土曜日の利用予定の申告を求めることは可能です。
	⑥定員外の私的契約児を受け入れていない。	○		

	点検項目	点検結果		備考
		はい	いいえ	
(3)	苦情解決体制の整備			
	①苦情解決体制の周知を適切に行っている。	○		周知方法 ○施設内への掲示 ○重要事項説明書, 園だより, 入園のしおり等への記載 ※第三者委員の設置は任意ですが, 第三者委員の設置及び周知がされていない場合は, 委託費の弾力運用の限度額等に影響が生じることがあります。
	○苦情受付窓口担当者	○		
	○苦情解決責任者	○		
	○第三者委員及び連絡先	○		
(4)	業務管理体制の整備			
	【全施設対象】 ①法令遵守責任者を任命し, 右記の提出先に届け出ている。		○	○提出先 (i) 京都府以外の都道府県にも特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置(2つ以上の都道府県に施設・事業所を設置)している事業者の場合 ・内閣府 子ども・子育て本部 (ii) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置しているのが京都市内のみである事業者の場合 ・京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合総合支援室 (iii) 上記以外の場合(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置しているのが京都府内のみ, かつ京都市内以外にも設置している事業者の場合) ・京都府健康福祉部子育て政策課
	【子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設数が20以上100未満の場合】 ②上記①に加え, 法令遵守規程を作成し, その概要を右記の提出先に届け出ている。			
	【子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設数が100以上の場合】 ③上記①, ②に加え, 業務執行の状況の監査方法の概要について右記の提出先に届け出ている。			